

「遊泳用プールの衛生基準」の改訂について

協会理事 笹野英雄

厚生労働省から、健康局長名で各都道府県知事や政令市長あてに、平成19年5月28日付けで遊泳用プールの衛生基準の改訂の通知が出された。

今回の改訂は、平成19年3月文部科学省及び国土交通省策定の「プールの安全標準指針」を受けて行われたものである。

文部科学省及び国土交通省策定のプールの安全標準指針では、

- 1：プールの安全利用のための施設基準として、プール全体及び排水、環水口について
- 2：プールの安全管理体制の整備やプール使用期間前後の点検、監視員の教育・訓練などのあり方が示されている。

このようなことから、厚生労働省では、衛生管理を主体とした遊泳用プールの衛生基準の改訂を行った。変更点は、次のとおりである。

1：目的について

本基準は、多数人が利用する遊泳用プールにおける衛生水準を確保する観点から都道府県、政令市及び特別区においてプールの管理者等に対する指導の指針とするため、水質基準、施設基準及び維持管理基準を定めたものである。

(1) 従来の施設基準及び維持管理基準：

遊泳用プールでプール水容量の合計がおおむね100㎡以上、10㎡に満たないものであってもこれらの基準に合致することが望ましいこと、幼児が多数利用するものについては配慮が必要であるとされていた。

- (2) (1) の改訂点は、対象プールの限定をなくし、プールの安全性に関しては、文部科学省及び国土交通省策定の「プールの安全標準指針」によることとした。

*安全管理は文部科学省及び国土交通省、衛生管理は厚生労働省が主体となり、管轄することになった訳である。

なお、学校における水泳プールについては、学校保健法で衛生管理が実施されていることから、従来と同様、本基準の適用対象にはならない。

2：水質基準について

- (1) 従来の基準項目の中の大腸菌群を水道水の基準と同じ大腸菌に改めた。

3：施設基準について

- (1) プール設備について、「プールサイド及び通路」「配水設備」及び「プールサイド等の区画区分」を削除した。
- (2) 付帯設備について、「監視所等」「遊技等設備」「観覧席」及び「掲示設備」を削除した。
- (3) 消毒剤等保管管理設備について、「施錠可能な施設が望ましい」こととした。

4：維持管理基準について

- (1) 消毒剤の管理について、「他の薬剤と混合しないよう」を附記した。
- (2) 屋内プール施設内の二酸化炭素の測定位置を床上120cmから150cm以下とした。
- (3) 消毒剤の遊離残留塩素の測定試薬及び測定機器等の管理は、「経時変化や温度による影響など考慮」することとした。
- (4) 気泡浴槽、採暖槽等の設備の管理は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」(平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長)等を参考とすることとした。
- (5) 「プール日誌」を「プール管理日誌」とし、その保存期間を「3年以上」とした。新しい営業用遊泳プールの衛生基準は、次のとおりである。

改訂遊泳用プールの衛生基準

第1：目的

本基準は、都道府県、政令市及び特別区が遊泳用プールにおける衛生水準を確保する観点から、プールの管理者等に対する指導のガイドラインを水質基準、施設基準及び維持管理基準を定めたものである。

第2：水質基準

1. 水質基準

新旧水質基準の比較表

水質基準項目	旧基準値	新(改訂)基準値
水素イオン濃度	pH値5.8以上8.6以下であること。	pH値5.8以上8.6以下であること。
濁度	2度以下であること。	2度以下であること。
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/ℓ以下であること。	12mg/ℓ以下であること。
遊離残留塩素濃度	0.4mg/ℓ以上であること。また、1.0mg/ℓ以下であることが望ましい。	0.4mg/ℓ以上であること。また、1.0mg/ℓ以下であることが望ましい。
塩素消毒に代えて二酸化塩素により消毒を行う場合	二酸化塩素濃度は0.1mg/ℓ以上0.4mg/ℓ以下であること。また、亜塩素酸濃度は、1.2mg/ℓ以下であること。	二酸化塩素濃度は0.1mg/ℓ以上0.4mg/ℓ以下であること。また、亜塩素酸濃度は、1.2mg/ℓ以下であること。
大腸菌群	検出されないこと。	
大腸菌		検出されないこと。
一般細菌	200CFU/mℓ以下であること。	200CFU/mℓ以下であること。
総トリハロメタン(暫定基準として)	おおむね0.2/mℓ以下が望ましいこと。	おおむね0.2/mℓ以下が望ましいこと。

2. 水質基準に係わる検査方法

- (1) 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌及び総トリハロメタンの測定：従来とおり。
- (2) 遊離残留塩素濃度、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度の測定：従来とおり(DPD法)、か、これと同等以上の精度を有する検査方法。
- (3) 大腸菌の測定：水道水の水質基準に関する省令の検査方法(特定基質培地法)

3. その他

- 1) オゾン処理又は紫外線処理を塩素消毒に併用する場合：新旧水質基準比較表の(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに定める基準を適用する。
- 2) 海水又は温泉水を原水として使用するプール：常時清浄な用水が流入し清浄度を保つことができる場合には、水質基準1の(4)及び(5)に定める基準は、適用しなくても差し支えない。また、原水である海水又は温泉水の性状によっては、(1)から(5)まで、(7)及び(8)までに定める基準の一部を適用しなくても差し支えない。

第3：施設基準

1. 総則

プール設備及び付帯設備：従来とおり。

2. プール設備

- (1) プール本体 (2) 給水設備 (3) 消毒施設 (4) 浄化設備
- (5) オーバーフロー水再利用設備については、従来とおり。
- (6) 適用除外

従来とおり、海水又は温泉水を原水として利用するプールであって、常時清浄な用水が流入し清浄度を保つことができる構造である場合は(3)及び(4)に掲げる基準の一部を適用しなくても差し支えない。

3 付帯設備

- (1) 更衣室 (2) シャワー設備 (3) 便所
- (4) うがい設備並びに洗面設備、洗眼設備及び上がり用シャワー
- (5) くずかご (6) 照明設備 (7) 換気設備 (8) 消毒剤等保管管理設備 (9) 採暖室及び採暖槽については、従来とおり。

第4：維持管理基準

1. 総則

屋内プールの空気環境の測定箇所が、床上75cm以上、150m以下に変更されたこと。以外は、従来とおり。

従来とおり。

6. その他

- (1) プール管理日誌の作成、使用時間、気温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備、の点検、及び整備状況、利用者数、事故状況等を記録し、これを3年以上保管すること。日誌名の変更、記録の保存年数の変更
- (2) その他は、従来とおり。

* 今後は、この基準で遊泳用プールの衛生管理を行うことになる。

第31回 通常総会の開催(概要報告)

平成19年6月19日(火)午後3時30分より、東京都千代田区霞ヶ関「(財)法曹会館」にて、第31回通常総会を開催した。

会議は定刻通り始まり、野崎会長の挨拶、厚生労働省生活衛生課・清原宏晋殿の来賓挨拶に続いて、中裕一氏を全会一致で、議長に選出した。次に定足数の確認を行い、正会員21社に対し委任状を含め、出席数16社により、定款第24条に規定する過半数の定足数を超えたので、総会が成立したことを確認し、引き続き議案の審議に入った。

議案の審議結果

第1号議案から第7号議案まで、全て全会一致で承認された。

第1号議案 議事録署名人に関する件

中裕一議長、三浪善吾氏、畑孝志氏を選任した。

第2号議案 会員及び役員に関する件 (敬称略)

退会：正会員 アスカ株式会社
正会員 三菱レイヨン・エンジニアリング株式会社
入会：協団法人会員 日本水泳振興会
協力個人会員 服部徳康、緑川悦章、榎原正美、高橋順一、中納正晴、江口徹、入江克之

辞任：理事 石井新一

就任：理事 中村克彦

第3号議案 平成18年度事業報告の件 (別添参照)

第4号議案 平成18年度収支決算報告の件 (別添参照)

第5号議案 監査報告に関する件 (省略)

第6号議案 平成19年度事業計画の一部見直しの件 (省略)

第7号議案 平成19年度予算計画の一部見直しの件 (別添参照)

第3号議案 平成18年度事業報告

1. 調査研究事業

機器認定会社をはじめとした正会員会社の協力のもとに、最新の遊泳用プールの施設設備機器類の情報収集と調査研究を行い「プール施設管理士マニュアル」を作成した。
この「プール施設管理士マニュアル」を用い平成19年度に、「プール施設管理士講習会」を開催する。

2. 講習会事業

プール衛生管理者講習会
受講者570名(修了者数570名)
受講者数延べ5,953名、(修了者数5,928名)
詳細は以下の通りである。

第83回	平成18年	4月/沖縄	76名
第84回	平成18年	5月/東京	80名
第85回	平成18年	6月/大阪	94名
第86回	平成18年	9月/東京	74名
第87回	平成18年	9月/福岡	49名
第88回	平成19年	2月/東京	124名
第89回	平成19年	3月/大阪	73名
			合計 570名

3. 講演会活動 平成18年6月22日開催

「人の動きを考慮した水泳プールの水循環」
講師 龍谷大学工学部助教授 塩見順一氏

4. 広報活動

4.1 機関紙「プールアメニティ」の発行
第40号 特集：水泳プールの水循環に関する研究
施設紹介：運動療法施設 ペアール神戸
第41号 特集：プール関連機器規格認定制度のご案内
4.2 協会案内(パンフレット)を平成18年12月に改訂
4.3 講習会募集案内の広告掲載
「月刊体育施設」、「月刊ビルメンテナンス」

5. 機器規格認定事業

機器認定委員会を1回開催し、2社20機種を認定した。
(平成19年6月19日現在) 13社134機種の機器を認定。

6. コンサルティング事業

文書回答は21件、電話直接回答は約100件であった。

7. 委員会活動

企画運営委員会を9回実施し、協会の事業全般についての企画・運営を行った。

8. 管理業務

8.1 協会事務所の移転
10月31日に、東京都豊島区東池袋3-8-5パレ・ドール池袋206に移転し、11月1日より新事務所にて業務を開始した。
8.2 会計処理の見直し
平成18年度から決算報告を「新公益法人会計基準」に変更した。

第4号議案 平成18年度収支決算報告

収支計算書(自平成18年4月1日至平成19年3月31日) (単位：千円)

科目	予算額	決算額	差異
I. 事業活動収支の部			
事業収入の部(計)	43,626,000	44,648,016	1,022,016
会費入会金収入	3,710,000	3,593,000	△117,000
講習会事業収入	11,600,000	16,845,000	5,245,000
出版事業収入	2,150,000	2,881,188	731,188
機器認定事業収入	100,000	110,340	10,340
雑収入(利息、他)	41,000	14,111	△26,889
前受金	△975,000	△815,000	160,000
事務所基金取崩	27,000,000	22,019,377	△4,980,623
事業支出の部(計)	24,445,000	29,667,671	5,222,671
1. 管理費計	3,235,000	3,890,185	655,185
2. 事業費計	16,210,000	15,820,636	△389,364
3. 前払金	0	△27,400	△27,400
4. 未払金	0	△15,750	△15,750
5. マニュアル基金	5,000,000	10,000,000	5,000,000
事業活動収支差額	19,181,000	14,980,345	△4,200,655
II. 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
固定資産売却	9,500,000	12,000,000	2,500,000
2. 投資活動支出			
固定資産取得支出	27,000,000	22,264,517	△4,735,483
投資活動収支差額	△17,500,000	△10,264,517	7,235,483
当期収支差額	1,681,000	4,715,828	3,034,828
前期繰越収支差額	8,388,565	8,388,565	0
次期繰越収支差額	10,069,565	13,104,393	3,034,828

第7号議案 平成19年度収支予算計画の一部見直しの件

平成19年度 収支予算計画 収支計算書(一般会計)

第16期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) (単位：千円)

科目	当初予算	修正予算	差異	差異理由・備考
収入の部				
当期収入				
1. 会費・入会金収入	3,360	3,420	60	
(1) 会費収入	3,150	3,170	20	(当初)正:20、協:15 (修正)正:20、協:17
(2) 入会金収入	210	250	40	(当初)正:1、個:20、(修正)正:1、協:2、個:20
2. 事業収入	17,050	18,925	1,875	
(1) 講習会事業収入	14,470	16,575	2,105	
プール衛生管理者講習会	10,150	13,275	3,125	(当初)@29×350名、(修正)@29.5×450名
プール施設管理士講習会	4,320	3,300	△1,020	(当初)@18×240名、(修正)@15×220名
(2) 出版広報活動収入	2,480	2,250	△230	
プール衛生管理者講習会	2,000	2,250	250	(当初)@5×400冊、(修正)@5×450冊
プール施設管理士講習会	480	0	△480	(当初)@2×240冊、(修正)@0×220冊
(3) 機器認定料	100	100	0	
3. 雑収入	10	15	5	
4. 前受金		160		
当期収入合計(A)	20,420	22,520	2,100	
前期繰越収支差額	10,070	13,104	3,034	
収入合計(B)	30,490	35,624	5,134	
支出の部				
1. 管理費	3,550	3,885	335	
人件費	300	435	135	
会議費	270	220	△50	
交際費	280	300	20	
旅費交通費	300	320	20	
通信運搬費	100	120	20	
消耗什器備品費	30	80	50	
水道光熱費	180	190	10	
賃貸料	1,270	1,400	130	
雑費	520	660	140	
租税公課	300	160	△140	
2. 事業費	16,520	19,245	2,725	
人件費	2,750	3,915	1,165	業務拡大のためパート雇用
旅費交通費	2,700	2,600	△100	
通信運搬費	900	1,080	180	
消耗什器備品費	270	720	450	
印刷製本費	2,400	2,300	△100	
賃貸料	1,800	1,800	0	
諸謝金	2,600	2,600	0	
講習会雑費	100	100	0	
雑費	100	150	50	
委員会費	600	1,200	600	マニュアル改訂関係委員会
広報活動費	800	1,280	480	「機関紙」印刷製本費より変更
特定支出(調査研究)	1,500	1,500	0	
3. 引当積立金	5,000	5,000	0	
4. 前払金	750	900	150	
当期支出合計(C)	25,820	29,030	3,210	
当期収支差額(A)-(C)	△5,400	△6,510	△1,110	
次期繰越収支差額(B)-(C)	4,670	6,594	1,924	

(社) 日本プールアメニティ施設協会・認定機器一覧表

平成19年6月19日現在

Table with columns: 新認定番号, 会社名, 型式, 型番. Lists various water treatment equipment models and manufacturers like Fuji Electric, Mitsuwa Chemical, and Yamaha.

Table with columns: 新認定番号, 会社名, 型式, 型番. Lists equipment models and manufacturers like Tokai Chemical Industry and Nippon Filcon.

正会員名簿

(平成19年6月19日現在)

Table with columns: 会社名, 窓口, 電話番号, ろ過. Lists member companies and their contact information.

(五十音順)

役員名簿 (全役員非常勤)

(期間: 平成18年9月20日~平成20年9月19日)

(敬称略)

Table with columns: 役職, 氏名, 会社名・法人名, 所属・役職. Lists board members and their roles.